

見附市告示第59号

見附市子育て世帯移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

見附市長 稲田 亮

見附市子育て世帯移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市子育て移住金交付要綱（令和6年見附市告示第96号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「又は」を「及び」に、「の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）」を「で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村」に改め、同条第3号中「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））」を「地域未来交付金（デジタル実装型）」に改める。

第1号様式中「半島振興法（昭和60年法律第63号）又は」を「半島振興法（昭和60年法律第63号）及び」に、「の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）」を「で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村」に、

「 <市町村が移住支援事業の対象として認める関係人口の場合>

⑨当該関係人口であることを証する書類

」を

「

※個人事業主の場合は以下⑫～⑭の資料も提出

⑨業務委託契約書等（テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類）

⑩開業届の写し

⑪申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類（全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可）

<市町村が移住支援事業の対象として認める関係人口の場合>

⑫当該関係人口であることを証する書類

」に改める。

第1号様式の2に次のように加える。

3 移住支援金の支給を受けた後に実施される見附市からの確認により、現況の報

告を求められた場合には、それに応じます。

※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

第2号様式の2中

「

|                |   |
|----------------|---|
| 交付金による<br>資金提供 | 勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ<br>(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供をしていない |
|----------------|---|

」を

「

|                |   |
|----------------|---|
| 交付金による<br>資金提供 | 勤務者に地域未来交付金(デジタル実装型)又はその前歴事業による資金<br>提供をしていない |
|----------------|---|

」に改める。

#### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、改正後の見附市子育て世帯移住支援金交付要綱の規定は、この要綱施行日以後に転入した者に適用し、同日前に転入した者は、なお従前の例による。